

平成30年 6月26日変更
~~平成30年 4月27日変更~~

レセプト電算処理システム マスターファイル仕様説明書

平成30年4月

編集 社会保険診療報酬支払基金

(7) 医科診療行為マスター

項番	項目名	形式			内 容
		モード	最大 バット	項目 形式	
117	点数表区分番号	英数	30	可変	<p>医科点数表の「第2章 特掲診療料」「第10部 手術」に規定する診療行為（通則及び注に掲げる加算等を除く。）の区分番号及び項番等を設定する。</p> <p>なお、当該区分番号において、診療報酬改定後に保険適用となる診療行為は設定の対象外とする。</p> <p>点数表区分番号の設定例は、「別紙7-15」のとおりである。</p>
118	モニタリング加算	英数	1	固定	<p>非侵襲的血行動態モニタリング加算及び術中脳灌流モニタリング加算を算定可能な診療行為であるか否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：「1」から「4」以外の診療行為 1：非侵襲的血行動態モニタリング加算を算定可能な診療行為 2：非侵襲的血行動態モニタリング加算を算定する場合に実施している必要がある手術 3：術中脳灌流モニタリング加算を算定可能な診療行為 4：術中脳灌流モニタリング加算を算定する場合に実施している必要がある手術</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：「1」及び「3」以外の診療行為 1：非侵襲的血行動態モニタリング加算自体 3：術中脳灌流モニタリング加算自体</p>
119	凍結保存同種組織加算	英数	1	固定	<p>凍結保存同種組織加算を算定可能な診療行為であるか否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：凍結保存同種組織加算を算定できない診療行為 1：凍結保存同種組織加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：凍結保存同種組織加算以外の診療行為 1：凍結保存同種組織加算自体</p>
120	悪性腫瘍病理組織標本加算	英数	1	固定	<p>悪性腫瘍病理組織標本加算の算定要件を満たす診療行為であるか否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目></p> <p>0：悪性腫瘍病理組織標本加算を算定できない診療行為 1：悪性腫瘍病理組織標本加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目></p> <p>0：悪性腫瘍病理組織標本加算以外の診療行為 1：悪性腫瘍病理組織標本加算自体（悪性腫瘍病理組織標本加算（他医療機関作製の組織標本）除く）</p>

(8) 歯科診療行為マスター

歯科診療行為マスターは、基本テーブルと診療行為の算定要件等を設定した9つのテーブルで構成し、各テーブル間のコードの関連付けや活用方法等は、「別紙8」のとおりである。

ア 基本テーブル

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バット	項目形式	
59	長時間麻酔管理加算	英数	1	固定	<p>長時間麻酔管理加算を算定可能な診療行為であるか否かを表す。</p> <p>0：「2」以外の診療行為 2：医科点数表のL008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が8時間を超え、長時間麻酔管理加算を算定する場合に実施している必要がある手術</p>
60	悪性腫瘍病理組織標本加算	英数	1	固定	<p>悪性腫瘍病理組織標本加算の算定要件を満たす診療行為であるか否かを表す。</p> <p><基本項目、合成項目、準用項目> 0：悪性腫瘍病理組織標本加算を算定できない診療行為 1：悪性腫瘍病理組織標本加算を算定可能な診療行為</p> <p><加算項目、通則加算項目> 0：悪性腫瘍病理組織標本加算以外の診療行為 1：悪性腫瘍病理組織標本加算自体（悪性腫瘍病理組織標本加算（他医療機関作製の組織標本）除く）</p>
61	予備3	数字	3	可変	未使用：「0」を設定する。
62	予備4	数字	3	可変	未使用：「0」を設定する。
63	予備5	数字	3	可変	未使用：「0」を設定する。
64	公表順序番号	数字	9	可変	歯科点数表に規定する区分番号等に基づき診療行為の順序番号を設定する。